

2024年6月1日
株式会社 bitFlyer

各位

DMM Bitcoin のビットコイン不正流出に対する当社対応について

2024年5月31日、株式会社 DMM Bitcoin は約 482 億円相当のビットコインが不正に流出したと発表しました。株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は当社ウォレット等を改めて確認しました。お客様の資産は安全に保管されていることをお知らせいたします。なお、当社以外の取引所に暗号資産を送付される際は十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

■ 当社におけるセキュリティ対策および被害の確認状況

事案の発覚後、当社ではお客様からお預かりしている資産の状況、ブロックチェーンデータの解析、システム不具合、運用体制などを基に同様の被害を受けていないか確認を進めていました。現時点で被害は確認されておらず、セキュリティ対策にも問題がないことを確認しております。お客様の資産は安全に保管されております。

■ 注意喚起の呼びかけ

当社以外の取引所に暗号資産を送付される際は十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

■ 当社のセキュリティ対策について

当社は 2018 年に「bitFlyer セキュリティ・ファースト主義」を発表し、セキュリティと顧客資産保護を経営上の最優先課題として取り組んでおります。創業以来、ハッキング被害を受けたことは一度もありません。お客様からお預かりしている暗号資産はすべてネットワークから隔離されたコールドウォレットに保管しています。また、当社は外部ベンダーが開発したウォレットは一切使用していません。アーキテクチャが検証可能である自社開発ウォレットで強固なセキュリティを担保しております。さらに、コールドウォレットへのアクセスは物理的に厳格に管理しており、コールドウォレットから暗号資産を移動する際に物理的にも技術的にも多重のセキュリティを設けております。そのため、お客様の資産は厳重に管理されています。

株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

- * 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
- 調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
- 調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>